

原議保存期間	10年(平成39年3月31日まで)
有効期間	一種(平成39年3月31日まで)

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)

警 察 庁 丁 運 発 第 2 3 7 号
平 成 2 8 年 1 2 月 9 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

各管区警察局広域調整担当部長
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
各 方 面 本 部 長

我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等について(通達)
「「外国免許関係事務取扱い要領」の改正について」(平成26年5月19日付け警察庁丙
運発第26号)の別添「外国免許関係事務取扱い要領」第1章第1、2(2)イの「我が国と同
等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等」(以下「確認特例国等」と
いう。)に、平成29年1月1日からアメリカ合衆国のワシントン州を加えることとしたの
で連絡する。

平成29年1月1日以降の確認特例国等は、下記のとおりであるので、誤りのないように
されたい。

なお、「我が国と同等の水準にあると認められる免許の制度を有している外国等につい
て」(平成27年11月19日付け警察庁丁運発第242号)は平成29年1月1日をもって廃止と
する。

記

アイスランド、アイルランド、アメリカ合衆国のメリーランド州及びワシントン州、イ
ギリス、イタリア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、
スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージ
ーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、モナコ、ルクセ
ンブルク、台湾、の25か国等